

公共事業再評価調書

令和5年11月21日 現在

1. 事業概要及び事業の必要性

| | | | |
|-----------------|---|---|-----------------------|
| 事業名 | 北九州港廃棄物海面処分場整備事業 | | |
| 事業箇所 | 若松区響町二丁目地先 | | |
| 事業化年度 | 平成26年度 | 前回評価年度 | 平成30年度 |
| 補助区分 | 前回評価時 | 港湾廃棄物処理施設整備事業費補助 | 今回 |
| 関係事業 (他団体含む) | 前回評価時 | 循環型社会形成推進交付金(環境局施設課) | 今回 |
| | 当初(平成25年度) | 前回(平成30年度) | 今回(令和5年度) |
| 全体事業費 | 192億円 | 255億円 (当初比32.8%増) | 386億円 (当初比101.0%増) |
| 事業期間 | 平成26年度～令和9年度 | 平成26年度～令和9年度 | 平成26年度～令和13年度 |
| 費用 便益比 | B | 435 | 425 |
| | C | 182 | 274 |
| | B/C | 2.4 | 1.6 |
| 事業担当課 | 港湾空港局 港湾整備部 整備課 環境局 循環社会推進部 循環社会推進課 施設課 | (連絡先: 321-5975) (連絡先: 582-2187) (連絡先: 582-2184) | |

| | |
|--------------------|--|
| 事業を必要とする地域の課題・事業目的 | <p>北九州市では、廃棄物の減量化、資源化に努めているが、市民生活や市内企業の産業活動を支えていくためには、長期かつ安定的に廃棄物処分場等を確保する必要がある。</p> <p>■廃棄物処分場について</p> <p>①一般廃棄物 家庭等から排出される一般廃棄物は、市が処理責任を負っている。市内に処分場を確保できない場合は、市外に確保する必要があるが、全国的に処分場は不足しており、その確保は非常に困難である。また、焼却灰などを民間セメント会社等に処理委託する場合の処理費は、本市の処理原価と比較して非常に高価であり、本市財政への影響やごみ処理費に関する新たな市民負担の検討など、多大な影響が生じるとともに、長期かつ安定的な廃棄物の適正処理が担保できない。</p> <p>②産業廃棄物 産業活動では必ず産業廃棄物が生じる。確実かつ適正に処理できる処分場が近隣に存在することは、市内企業（令和 4 年度約 720 社が利用）の産業活動の継続及び発展に対する重要なインフラ支援である。</p> <p>これらの点から、廃棄物処分場の市内での確保は、市民生活及び産業活動において必要不可欠である。</p> <p>■浚渫土砂処分場について 本市には港湾を利用する製造業が多く立地することから、i) 近年の船舶大型化への対応のための航路及び泊地の増深 ii) 航行安全性向上のための航路拡幅 iii) 管理する水域の広さが全国 4 位と広大な北九州港内における航路及び泊地等の維持浚渫 によって発生する浚渫土砂を処分しなければならない。</p> <p>市域内は、市街化区域の他、緑地保存として公園及び緑地保全地区等、風致地区、国立・国定公園等の区域が複雑に絡み合って存在しており、内陸部に大規模な処分場を確保することは困難であることから、これまでも海域に処分場を求めている。</p> <p>このような状況の中、本市の既存処分場は、浚渫土砂処分場が令和 5 年度で受入容量の限界を迎え、廃棄物処分場については、令和 6 年度から産業廃棄物の受入制限による延命対策を実施しても、令和 13 年度に受入容量の限界を迎える見込みであることから、市内で発生する廃棄物を適正に処分するため、響灘東地区に廃棄物と浚渫土砂を処理する海面処分場を整備し、後継処分場を確保するものである。</p> |
| 事業内容 | <p>【処分場概要】 処分場区画面積：約 38ha（管理型：約 22ha、安定型：約 16ha） 廃棄物処分容量：約 457 万³m （内訳）廃棄物処分場：約 253 万³m（一般廃棄物、産業廃棄物、建設廃材） 土砂処分場：約 204 万³m（浚渫土砂）</p> <p>【施設概要】 埋立護岸：延長 3,047m（管理型 1,898m、安定型 1,149m） 環境施設（排水処理施設、管理棟、計量棟、機械棟）：1 式</p> |

| 【事業期間及び事業費の概要】 | | | | | | |
|----------------|------------|--------|------------|--------|-------------|--------|
| | 当初（平成25年度） | | 前回（平成30年度） | | 今回（令和5年度） | |
| | 事業期間 | 事業費 | 事業期間 | 事業費 | 事業期間 | 事業費 |
| 港湾事業 （埋立護岸） | H26～ R9 | 174 億円 | H26～ R9 | 237 億円 | H26～ R13 | 355 億円 |
| 環境事業 （処理施設） | | 18 億円 | | 18 億円 | | 31 億円 |
| 全体 | | 192 億円 | | 255 億円 | | 386 億円 |

2. 事業費用内訳

（単位：百万円）

| | | 総事業費 （計画） | ～R3 （決算額） | R4 （決算額） | R5 （予算額） | R6以降 （計画） |
|------|---------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 事業費 | 護岸整備費 | 31,886 | 12,313 | 1,780 | 3,092 | 14,701 |
| | 環境施設整備費 | 3,065 | 15 | 0 | 0 | 3,050 |
| | 調査・補償費等 | 3,656 | 2,238 | 93 | 130 | 1,195 |
| | 計 | 38,607 | 14,566 | 1,873 | 3,222 | 18,946 |
| 財源内訳 | 国庫支出金 | 8,982 | 3,580 | 461 | 793 | 4,149 |
| | 県支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地方債 | 26,836 | 9,874 | 1,271 | 2,186 | 13,504 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源 | 2,789 | 1,112 | 141 | 243 | 1,293 |

3. 事業進捗状況

| | | ～R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|--------------------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 当初計画上の進捗率 終了年度 R 9 年度 | | 87% | 89% | 91% | 94% | 97% |
| 前回計画上の進捗率 終了年度 R 9 年度 | | 85% | 98% | 98% | 99% | 99% |
| 前回計画に対する 実績上の進捗率 | | 57% | 64% | 77% | 88% | 96% |
| 今回実績上の進捗率 終了予定 R13 年度 | | 38% | 43% | 51% | 58% | 63% |
| 内 訳 | 護岸整備費 | 39% | 44% | 54% | 62% | 68% |
| | 環境施設整備費 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| | 調査・補償費等 | 61% | 64% | 67% | 71% | 74% |

【計画の位置づけについて】

■元気発進!北九州プラン

- ・本事業については、北九州市基本構想・基本計画である「元気発進!北九州プラン」の中の主要施策として、適正な廃棄物の処理、港湾の国際競争力の強化、環境配慮型物流の推進が位置づけられている。

■第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条にて市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」である「第2期北九州市循環型社会推進基本計画」では、廃棄物処分場の確保について、ごみの減量化・資源化の推進等により既存施設の延命化を図るとともに、使用年限の到来を見据え、現在の処分場に代わる「響灘東地区廃棄物処分場」の整備を進めることとしている。

■北九州港港湾計画

- ・北九州港長期構想を経て、平成24年1月に北九州港港湾計画改訂を行い、廃棄物処理計画の中で、響灘東地区に海面処分場を位置づけている。

【公共事業評価（平成25年度）及び公共事業再評価（平成30年度）について】

■公共事業評価

- ・平成26年1月に外部評価を実施し、「廃棄物海面処分場整備事業は、市民生活や産業活動を支える上で必要不可欠であり、事業を実施すべき」という市の評価に対し、事業継続が認められた。
- ・その後、平成26年1月17日～2月7日にパブリックコメントを実施し、同年2月に事業実施の方針を打ち出した。

■公共事業再評価

- ・平成30年11月に外部評価を実施し、「廃棄物海面処分場整備事業は、市民生活や産業活動を支える上で必要不可欠であり、事業を実施すべき」という市の評価に対し、事業継続が認められた。
- ・その後、平成30年12月17日～平成31年1月16日にパブリックコメントを実施し、同年2月に事業実施の方針を打ち出した。

【事業着手までの諸手続きについて】

■環境影響評価

- ・本事業の実施が周辺環境に及ぼす影響について、平成24年度から環境影響評価（方法書及び準備書）の手続きに入り、平成26年度に環境影響評価（評価書）の縦覧を行った。
- ・環境影響評価では、大気、騒音、悪臭、生物、水質など12項目の調査、予測、評価を行い、本事業による環境への影響は小さいという結果を得た。
- ・また、事業の実施にあたっては、低騒音型建設機械を使用するよう指導し、水質の事後調査などを行い、市民の生活環境や自然環境の保全に十分配慮しながら進めている。